

## 後援申請料並びに商標及びロゴ使用申請料

一般社団法人兵庫県サッカー協会の後援名義使用申請料並びに標章及びロゴ使用申請料を下記のとおり制定する。

一般社団法人 兵庫県サッカー協会 会長 稲垣 嗣夫  
制 定 平成24年4月 日

### 1. 後援名義使用申請料

後援名義申請規程第4条に規定する申請料は、下表のとおりとする。

申請事業規模	関係団体	左記以外
1,000,000 円未満	0 円	10,000 円
1,000,000 以上 5,000,000 未満	0 円	50,000 円
5,000,000 円以上	10,000 円	100,000 円

### 2. 標章及びロゴ使用申請料

標章及びロゴ使用規程第4条に規定する申請料は、下表のとおりとする。

販売額×予定数量	関係団体	左記以外
500,000 円未満	0 円	10,000 円
500,000 円以上 2,000,000 円未満	0 円	50,000 円
2,000,000 円以上	10,000 円	100,000 円
インターネット	0 円	50,000 円